

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない

債権の回収方法及びリスク管理

前書き

かつて物資不足する時代、市場は供給が需要に応じきれないのが常であった。当時供給業者の地位が優位にあったため、取引条件では「代金前支払い」の場合が多かった。ここ数十年間来、テクノロジーや IT 産業の普及に伴い、新興国により、製造業と輸出貿易業競争が激化する中、「代金前支払い」の条件が殆んど無くなり、「商品納品検査後の支払い」又は「月/季/半年毎に決済」等取引条件が変わって来ている。従って、供給業者は如何に自身の権利利益を守るか、回収のできない損失を最小化し、スムーズに代金を回収することは重要な課題である。

リスク管理

国際貿易又は中長期取引関係において、取引リスクを最小限にするには、取引先を慎重に選び、事前にその財務状況を厳密に調査することに他ならない。更に、双方は契約する際、その支払い方法及び債権担保条件、債権担保に要する費用負担条件等を定めことにより、「被害を未然に防ぎ、リスクを減らす」目的を達成することができる。仮に、債務者が取引代金を支払うことができない場合、債権執行手続に入った場合、債権者は先に債務者の財務、取引等状況を調査し、債務者に属する余剰財産又は未実行の債権があった場合、速やかに債権譲渡又は強制執行を行使しなければならない。可能な限り「対策を講じ、損失を最小限に」することである。下記は債権担保及び債権執行について説明する。

債権担保

双方当事者は契約を締結する際、債権者は債務者に対し、一定の担保を求めることができる。仮に、契約に基づき履行できない債務者に対し、債権者は担保機構が給付する担保金或は目的物の競売・変売(換価)を求めることができる。

1. 銀行の契約履行保証状 (パフォーマンス・ボンド)

担保銀行が中立的な第三者となり、債務者の支払い履行に保証責任を負う。

2. 国内取消不可能信用状

債務者は信用状発行依頼人とし、債権者を信用状受益者とする。債権者が信用状条件に基づき商品引渡後、信用状発行銀行より振り出され、かかる

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を
提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮
される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない

銀行は信用状の条件を変更することができない。債権者に対し、無条件に支払うものである。

3. 契約履行保険

債務者を被保険者とし、債権者を保険受益者とする。保険会社は受益者に事故発生の場合（即ち、被保険者が契約を履行しない場合）、受益者が保険会社に対し、保険金を請求することができる。

- 上記 1.~3.の担保方法は、実務上、銀行・保険会社は担保・保険を行う前に、債務者の財務状況を慎重に調査した上、担保・保険を引受ける条件及び費用を決める。

4. 抵当

債務者より抵当目的物として提供された物は、債務不履行の場合、債権者はかかる抵当目的物に対し、民事執行を行うことにより弁済を受けることができる。「民法」及び「動産担保取引法」に基づき、抵当目的物は三つに分けられる：不動産（土地及び建物）、権利（地上権に限る、永小作権及び典権）、動産（高経済価値のあるもの、例：機械設備、自動車等）を抵当設定することができる。

5. 質権

債務者より動産、有価証券又はその他権利を質権設定対象（質物）として提供する。債務不履行の場合、債権者は質物の売却などにより弁済を受ける。実務上一般的には：政府公債、社債、共同基金、株券、受益証券及び金融機関における定期預金等に質権設定する。

- 動産及び権利は抵当及び質権の目的物にされる。

その違いは：

- (1) 抵当：抵当権設定登記後、抵当目的物を占有移転する必要なく、債務者は自由に使用し、収益を得ることができる。しかしながら、動産を民事執行した場合、裁判所が差し押さえできるのは現場にある目的物に限るため、執行不能の虞がある。
- (2) 質権：登記必要なし。質権目的物を占有移転するのみ、故、債務者は継続使用により、収益を得ることができない。しかしながら、有価証券質権の場合、実務上、その果実の帰属は双方が協議に基づくことが多い。

6. 保証人

債務者より、資力のある者（例えば、取締役、監査役等）に依頼して連帯保証人になってもらう。「人の担保」は総財産及び弁済能力を以って担保に

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない

するため、保証人が倒産、無資力等の問題の虞がある。工事契約の実務上では、保証人の資力を確保するため、銀行が連帯保証人になるよう約定する。

7. 手形

「手形法」に基づき、支払人の資格により異なり、第三者に支払を依頼する手形（為替手形）、自ら支払う手形（約束手形）、金融機関に支払いを依頼する手形（小切手）等ある。実務上、約束手形、支払保証小切手が多い。

(1) 約束手形：

「手形法」、「非訟事件法」に基づき、約束手形持有者が裁判所に裁定請求した場合、即、民事執行手続きを行うことができる。一方、為替手形及び支払小切手は簡易訴訟手続きを要し、裁判所より確定判決が下るまで、強制執行を行ってはならないため、手続上時間を要する。

(2) 支払保証小切手：

銀行が小切手の上に「支払保証」の文字を明記する。支払保証が確定されたら、銀行は保証支払金額を振出人の口座から保証支払小切手口座へ振り出す。

8. 履行保証金

双方当事者が契約を行う際、債務者が債務不履行の虞があるため、契約締結する際に債務者が一定の金銭を将来の債務履行保証として納める履行保証金。

債権実行

債務者が明らかに無資力、且つ、双方債権担保約定がない場合、まず、債務者の営業状況を確認する。仮に、会社が更生、破産、清算段階に入っている場合、裁判所は債務者の財産処分或は債権者に対する弁済行為を制限する。また、裁判所が指定した人（例：更生管財人、清算人、破産管財人）より財産明細書を作成し、債権者全体の債権額の比率により分配する。仮に、更生、破産、清算段階に入る前なら、債権者は債務者の財務諸表、不動産及び動産（例えば、機械設備、原料等）状況、業務取引先との債権債務関係等を調査しなければならない。債務者に財産又は未回収債権がある場合、参考として下記の方法が挙げられる。

1. 債権譲渡

債務者が第三者に対し、代金又は売掛金等の債権を回収していない場合、債務者が第三者への債権を債権者に譲渡することができる。該債権の範囲

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない

内、債権者は債務者の地位を引継ぎ、第三者に対し、弁済を求めることができる。仮に、第三者が債務者に対し抗弁権又は他の対抗事由がある場合、債権者に対し、抗弁権を主張することができる。

2. 支払督促

債権者が債務者に一定の金銭、その他の代替物（機器設備等）又は有価証券（例：株式、銀行預金証明書）の給付を請求する場合、裁判所は債権者に対して支払督促を発する。支払督促が債務者に送達され、効力を発した、当該命令が仮に三ヶ月以内に債務者に送達されない場合、当該命令は効力が失う。また、債権者が先に履行する義務を履行できない、又は支払督促の送達先が外国である場合、支払督促を申立てることができない。

➤ 支払督促の発効後、債務者が異議を申立てるかどうかにによって、その後の手続きは異なる。

(1) 異議申立した場合：

債務者は、支払督促が送達されてから 20 日以内に異議を申立した場合、その異議範囲において、かかる命令の効力は失うと共に、債権者の裁判所へ支払督促申立を以って、起訴又は調停と見做す。起訴の後、債権者は訴訟の時間、労力及び費用を負担し、確定判決或は仮執行の裁定が下されるまで、債務者の財産に対して強制執行を行うことができない。仮に、判決、裁定が下される前に、債務者が財産隠匿する恐れがある場合、債務者の財産状況を維持するため、債権者は仮差押え、仮処分を申立てることができる。

(2) 異議を申立てしない場合：

債務者は支払督促を受領後、尚も弁済を行わない場合、且つ、法定期間以内に異議の申立しなかった場合は、かかる支払督促が確定判決と同一の効力を有し、強制執行の手続きを行うことができる。

3. 民事執行

債権者は債務名義（例え、確定判決、和解、支払督促、仮執行、抵当或は質権の標的の競売、その他法律規定に基づき強制執行できる名義）を取得した後、仮に債務者が自ら履行しない場合、債権者は債権実現のため、裁判所に債務者の財産の執行を申立てることができる。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない

(1) 執行手続き

執行申立て→仮差押えの登記→価格査定／強制管理→裁判所の競売条件及び売却基準価額の決定→売却の進行→売却許可通知→代金納付→権利移転証明書の発行→競売代金の配当→債権満足した場合、執行終了／債権未満足の場合、債務者は剰余財産があるとき、再競売、配当する→債務者の財産のない場合、債権証明書を債権者に発給する→執行終了。

(2) 代金の配当

(優先順位は左から右)

執行費用>税金(土地増値税、地価税、建物税、競売代金の営業税)>関税>担保債権(抵当、質権)>労働者の6か月以内の未支払賃金>他の税金(所得税等)>他の法定優先債権>一般的債権。

競売代金の配当について、前順位の債権を弁済した後、なお競売代金が残存する場合には、次順位の債権が弁済を受けることになる。販売契約にて、債権担保協議のない場合、該債権は一般的債権に属するので、各債権者は平等で債権比率に基づき配当することとする。

(3) 債権証明書

債権証明書とは、債務者に対し、強制執行することのできる財産がない場合、債権者は債務者の報告を以て、裁判所より債権証明書を発行する。また、債務者に対する強制執行を行ったとしても尚もその弁済に不足する場合、再調査を経て、尚も債務者に財産がない場合、裁判所は将来債務者が財産を有したとき、再度執行できるよう債権者に債権証明書を発給する。

結論

商品売買或はサービス提供に関わらず、企業経営者は皆、常に取引代金回収リスク管理を抱えなければならない。中長期取引関係、国境を跨る取引に於いては重要である。取引代金の回収確定及びリスク管理のため、取引前、取引先の財務状況を慎重に調査しなければならない。従って、締約する際、双方は支払及び担保条件を協議しても、取引先が尚も支払できない場合、速やかに債務者の財産を調査し、積極的に債務者への債務履行或は民事執行を求めることにより、リスクを最小限に止め自己の権利を守る。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。